

## 国民年金加入の手続きをお忘れなく

勤め先を退職した場合や配偶者の扶養から外れた場合は、国民年金第1号被保険者へ資格異動の手続きが必要です。

手続きをしなかった場合、その期間が未加入または未納となり、将来の年金額が減ったり、年金がもらえなくなったりする場合があります。忘れずにお手続きください。

### 〈手続き場所〉

役場②番国民年金窓口（住民税務課住民グループ ☎662-2593）

### 〈手続きに必要なもの〉

- ・退職日や資格喪失日が分かる書類（退職証明書、資格喪失連絡票、辞令など）
- ・年金手帳（ない場合は運転免許証等の本人確認ができるもの）
- ・認め印（本人による手続きの場合は不要）



## 国民年金保険料の免除制度があります

何も手続きをしないで保険料を未納にすると、受給資格期間が足りない場合は老齢基礎年金を受給できません。また、万が一障がいになってしまったとき、納付要件により障がい基礎年金等を受給できないこともあります。未納のままにせず、免除や納付猶予制度をご利用ください。

### ●免除制度（全額・4分の3・半額・4分の1免除）

申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が基準額以下の場合、全額または一部が免除されます。

### ●若年者納付猶予制度

申請者本人が30歳未満の方が対象です。本人と配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が基準額以下の場合、納付が猶予され10年以内に納付することができます。

### ●学生納付特例制度

20歳以上の学生の方で、前年の所得が一定額以下であれば、保険料の納付が学生の間猶予され、10年以内に追納することができます。所得の基準額の目安118万円以下  
現在、平成24年4月から平成25年3月分の保険料について受け付けしています。

〈手続き場所〉 役場②番国民年金窓口（住民税務課住民グループ ☎662-2593）

〈持ち物〉 年金手帳、認め印、運転免許証等の本人確認ができるもの、会社を退職した方は「雇用保険被保険者離職票」など、学生納付特例制度を申請する場合は学生証の写し

### 【国民年金保険料についてのお問い合わせ・お申し込み】

日本年金機構『国民年金保険料専用ダイヤル』 ☎0570-011-050

### 【その他、年金についてのお問い合わせ・ご相談】

日本年金機構山形年金事務所

山形市あかねヶ丘1-10-1 ☎645-5111（代表）

## 国民年金保険料の納め忘れがある方 10年前までさかのぼって納めることができます

日本国内に居住しているすべての20歳から60歳までの方は国民年金の被保険者となります。

（会社員などの厚生年金保険加入者や公務員などの共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている人を除きます）

20歳になったときや仕事をやめたときなどは国民年金第1号の加入手続きをし、毎月保険料を納める必要があります。

**国民年金保険料 月14,980円（平成24年度）**

### 「後納制度」が創設されました

国民年金保険料は納期限より2年を経過した場合、時効により納付することができなくなりますが、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去2年から10年に延長され、保険料を納めることができます。（これを「後納制度」といいます）

#### 後納制度のメリット

- ① 将来受け取る年金額が増額！
- ② 年金をもらえなかった人がもらえるようになる可能性！

#### ●ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方…10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外や未加入期間をお持ちの方）
- ② 60歳以上65歳未満の方…①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
- ③ 65歳以上の方……………年金受給資格がなく任意加入中の方など  
※老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

#### ●お申込みから納めていただくまでの手順

- ① 申込書の送付依頼 ⇒ ② 年金事務所から申込書が送付 ⇒ ③ 申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出（年金加入期間の確認のため戸籍謄本などが必要な場合があります。） ⇒ ④ 年金事務所において申込書の審査・承認（承認通知書、納付書、リーフレットを送付） ⇒ ⑤ 納付書により金融機関・コンビニなどで納入

「後納制度」のお申込みやお問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』（☎0570-011-050）へ

### 受給資格期間が短縮されます

年金受給に必要な資格要件がこれまでの25年から10年に短縮されます。これにより、無年金者の解消が図られ、さらに「後納制度」を利用することでより一層、豊かな年金を受給することが可能になります。

#### ●対象となる年金

老齢年金、老齢基礎年金、退職共済年金、寡婦年金、これらに準ずる旧法老齢年金

#### ●施行日

平成27年10月に施行される予定です。（消費税の引き上げ・第2段階の時期にあわせて）